

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和5年4月3日

鹿 角 市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

| 種類   |      |      |      | 実施地域等 |             | 実施期間        | 実施主体      |
|------|------|------|------|-------|-------------|-------------|-----------|
| 1号事業 | 2号事業 | 3号事業 | 4号事業 | 地域    | 重点区域との重複の有無 |             |           |
| ○    |      |      |      | 十和田大湯 | 無           | 令和5年度～令和9年度 | 中川原農地保全組合 |